

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年5月23日

## 会議結果報告書（行政経営戦略会議）

### 1 日時及び場所

平成29年5月17日（水）午前10時30分～ 本庁舎3階特別会議室

### 2 出席者

道路課 鈴木課長、迎主任主事

### 3 件名

白井市道路占用料条例の一部改正について

### 4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

### 5 会議内容

・改正時期については、「千葉県が改正した翌年度に実施する」に「ただし、近隣の状況を踏まえたうえで、決定すること」と追加すべきである。  
→追加する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（環境建設部 道路課）

1 件名

白井市道路占用料条例の一部改正について

2 目的

道路占用料の額について、直近の固定資産税評価額等を反映した適切なものとするため、改正を行うもの。

3 効果

占用者に対し、適正な道路占用料の額を負担させることができる。

4 現状と課題

- ・現在の占用料単価は、平成8年当時の道路法施行令の単価と同額に設定しており、平成8年以降、国（H23.4、26.4、H29.4施行）、千葉県（H22.4、H27.4施行）が、直近の固定資産税評価額を反映した占用料の改正を行っている中で、それらとの均衡を欠いている状態である。
- ・また、各占用事業者からも、H20年より改正の要望書が、毎年継続して提出されている。
- ・平成27年10月の政策会議にて、「単価は千葉県単価に合わせることで、改正時期は市の使用料・手数料の見直しの時期に合わせる」と決定したが、平成28年10月の政策会議にて、使用料・手数料条例の改正時期を平成30年4月1日に見送ったことを受け、平成28年11月の政策会議にて、「改正時期は使用料・手数料条例の見直しに合わせるが、近隣の状況を踏まえたい」と決定すること」と決定した。

5 対応

- ・千葉県及び近隣市町の占用料の改正状況について調査したところ、千葉県では、平成30年4月改正を予定し手続きを検討している状況である。また、近隣市町においては、改正を検討している状況である。
- ・道路占用料は千葉県単価に合わせることが政策会議にて決定しており、今年度改正した場合は、千葉県の現在の単価となり、千葉県の改正額と不一致となる恐れがあることから、今年度の改正は見送ることとし、今後の改正時期については、「千葉県が改正した翌年度に実施する」とこととした。

6 スケジュール

- ・H30年度改正
- ・H31年度施行

7 その他

8 関連情報

関係法令等	道路法第39条第2項及び第73条第2項
関係課	財政課、行政経営改革課、都市計画課、管財契約課、教育総務課等
予算措置	事業費 ※H29年度歳入当初予算 一般会計 13款1項5目 35,000千円 特定財源 0円

# 1. 国・県・市の単価改定経緯

	第一種電話柱			道路法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径0.07メートル以上0.10メートル未満のもの			備考			
	国 ※乙、2級	千葉県 ※市、2級	白井市	国 ※乙、2級	千葉県 ※市、2級	白井市				
S62	320		200	64		50	国：道路法施行令により道路占用料を規定。			
S63										
S64										
H1						250			50	市：条例改正。S62年国単価（丙）に準拠。
H2										
H3			1,100						80	県：条例改正。
H4										
H5										
H6										
H7										
H8	930		690	48		36	国：地価水準の大幅な上昇を理由に改定。 H6年の固定資産税評価額を基に算定。			
H9								市：条例改正。H8年国の単価（丙）に準拠。		
H10										
H11										
H12										
H13										
H14										
H15										
H16										
H17										
H18		930				48	市：条例改正。H8年国の単価（乙）に準拠。			
H19										
H20	560					34	国：全国的な地価水準の下落、市町村合併の進展等を理由に改定。 H18年の固定資産税評価額を基に算定。			
H21										
H22		680				41	県：条例改正。			
H23	500									
H24			国：3年程度ごとに改定を検討することを受け改定。 H21年の固定資産税評価額を基に算定。							
H25										
H26	550	710				33	国：3年程度ごとに改定を検討することを受け改定。 H24年の固定資産税評価額を基に算定。			
H27								県：条例改正。H26年の固定資産税評価額を基に算定。		
H28										
H29	590					35	国：道路法施行令改正。H27年の固定資産税評価額を基に算定。			